対象範囲について(案)

現行の判断基準における小型貨物自動車の対象範囲は、揮発油又は軽油を燃料とする車両総重量3.5 t以下の貨物自動車であって、道路運送車両法第75条第1項の型式指定を受けたもの(型式指定自動車)である。

次期判断基準の対象範囲についても、特段変更する理由が無いことから、引き続き同じ対象範囲とする。

省エネ法において特定エネルギー消費機器となっている 貨物自動車の対象範囲

兵 10 日 3 十 0 7 1 3 年 日						
	乗車 定員	車両 総重量	揮発油	軽油	液化石油ガス	その他 燃料
乗	10人以下		型式指定自動車	型式指定自動車	型式指定自動車	
用自	11人以上	3. 55以下	型式指定自動車	型式指定自動車		
動		3. 5♭シ超		型式指定自動車		
車				及び一酸化炭素		
				等発散防止装置		
				指定自動車		
貨		<mark>3. 5岁以下</mark>	型式指定自動車	型式指定自動車		
物		3. 5≒₂超		型式指定自動車		
自				及び一酸化炭素		
動				等発散防止装置		
車				指定自動車		

※アンダーライン部分が、今回新燃費基準を策定する小型貨物自動車の対象範囲